２０２６年9月１９日

令８－８　予備令８－９

学生Ａ及びＢは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑪までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑪までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.14］）

【会 話】

学生Ａ．毀棄及び隠匿の罪にいう「毀棄」，「損壊」の意義について，私は，（①）と考えます。その理由は，（②）です。私の立場からは，隠匿は毀棄・損壊に（③）ので，信書隠匿罪の規定は（④）であると考えます。

学生Ｂ．Ａさんの見解に対しては，（⑤）があり，その批判は的を射ていると思います。私は，毀棄及び隠匿の罪にいう「毀棄」，「損壊」の意義について，（⑥）と考えます。その理由は，（⑦）です。また，私の立場からは，隠匿は毀棄・損壊に（⑧）ので，信書隠匿罪の規定は，（⑨）であると考えます。

学生Ａ．Ｂさんの見解に対しては，（⑩）があり，その批判の方が当たっていると思います。例えば，Ｂさんの見解によれば，飲食店の食器に放尿して心理的に利用困難にした場合，器物損壊罪が（⑪）ことになりますが，そのような結論でよいのでしょうか。

学生Ｂ．私は，そのような結論は妥当だと考えます。私のように考えた方が，判例の立場とも整合します。

【語句群】

ａ．対象物の効用を害する一切の行為をいう

ｂ．対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損することをいう

ｃ．毀棄・損壊がもたらす財物侵害の本質は，対象物が具備する経済的価値・使用価値などの効用が不利益に変更される点にあるので，物理的な破壊・毀損のみに限定する理由はないから

ｄ．毀棄・損壊概念の本来の意義は，対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損し，その結果としてその対象物の効用を害することにあるから

ｅ．含まれる　ｆ．含まれない

ｇ．信書の隠匿のみを特に軽く処罰する，器物損壊罪の減軽規定

ｈ．信書についてのみ隠匿を特に処罰する，器物損壊罪の拡張規定

ｉ．物理的な破壊・毀損によらずに物の効用を害する行為を一切不可罰にすることになり，処罰範囲が狭きに失するとの批判

ｊ．毀棄・損壊概念の日常用語的意味からの隔たりが大きく，処罰範囲を不当に拡大する危険性を内在させているとの批判

ｋ．成立する　ｌ．成立しない

１．①ａ　③ｅ　⑥ｂ　⑨ｇ　２．①ｂ　⑤ｊ　⑥ａ　⑩ｉ　３．②ｃ　④ｇ　⑦ｄ　⑩ｊ
４．②ｄ　④ｈ　⑦ｃ　⑪ｋ　５．③ｆ　⑤ｉ　⑧ｅ　⑨ｈ

正解　４

学生Ｂ　私は，そのような結論は妥当だと考えます。私のように考えた方が，判例の立場とも整合します。ここから，Ｂは判例の見解，効用喪失説，Ａが物理的損壊。条文の文理だとわかる。

⑤ｉ．物理的な破壊・毀損によらずに物の効用を害する行為を一切不可罰にすることになり，処罰範囲が狭きに失するとの批判

⑥ａ．対象物の効用を害する一切の行為をいう

⑦ｃ．毀棄・損壊がもたらす財物侵害の本質は，対象物が具備する経済的価値・使用価値

などの効用が不利益に変更される点にあるので，物理的な破壊・毀損のみに限定する理由はないから
⑧ｅ．含まれる

⑨ｇ．信書の隠匿のみを特に軽く処罰する，器物損壊罪の減軽規定

と一気に入る。
肢１⑥ｂ，肢２⑤ｊ，肢３⑦ｄ，肢５⑨ｈが切れている。

肢４が正解。

なおA
①ｂ．対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損することをいう

②ｄ．毀棄・損壊概念の本来の意義は，対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損し，その結果としてその対象物の効用を害することにあるから

③ｆ．含まれない

④ｈ．信書についてのみ隠匿を特に処罰する，器物損壊罪の拡張規定

正解肢に無関係
⑩ｊ．毀棄・損壊概念の日常用語的意味からの隔たりが大きく，処罰範囲を不当に拡大する危険性を内在させているとの批判

文言から離れすぎ，拡大解釈なのかという批判。

⑪ｋ．成立する
　成立を広くするベクトル。

令８－９　予備令８－２

１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものを２個選びなさい。（解答欄は，［No.15］，［No.16］順不同）

１．タクシー運転手である甲が，警察官から自動車運転免許証の提示を求められれば提示するつもりで，偽造された自動車運転免許証を携帯して自動車の運転を開始した場合，それだけでは甲に偽造公文書行使罪は成立しない。

２．甲が，身分証明に使おうと考え，Ａ県公安委員会が発行したＸの自動車運転免許証に貼付されている写真を甲自身のものに貼り替え，生年月日欄も甲自身のものに改ざんした場合，甲に公文書偽造罪は成立せず，公文書変造罪が成立する。

３．学校法人Ｘの理事である甲が，Ｘの理事会議事録についてその作成権限が付与されていなかったにもかかわらず，行使の目的で，Ｘの理事会議事録に，自己を理事長に選任し，かつ，自己を議事録署名人とすることを可決したなどと虚偽の内容を記載し，その末尾に「Ｘ理事会議事録署名人甲」と記載した場合，甲に私文書偽造罪が成立する。

４．指名手配中の甲が，素性が明らかになることを免れるため，偽名を用いて就職しようと考え，行使の目的で，氏名欄に偽名であるＸと記載した上，真実と異なる生年月日，住所及び経歴を記載した履歴書を作成し，その顔写真欄に甲の顔写真を貼付した場合，甲に私文書偽造罪が成立する。

５．本邦に密入国した甲が，外国人の新規登録申請をしていないにもかかわらず，Ｘ名義で発行された外国人登録証明書を他から取得し，Ｘ名義で登録事項確認申請を繰り返すことにより，自らが外国人登録証明書のＸその人であるかのように装って本邦に在留を続け，Ｘという名称を永年自己の氏名として公然使用した結果，それが相当広範囲に甲を指称するものとして定着していた状況において，行使の目的で，Ｘ名義の再入国許可申請書を作成した場合，甲に私文書偽造罪は成立しない。

正解　２，５

肢１

法益は，文書に対する社会の信用。呈示されないと信用は害されない。

携帯して，運転している時点で，行使しているのは，無免許運転という話になる。

肢２

既存の公文書（運転免許証）の重要部分である写真や生年月日欄を勝手に改変し、全体として「全く別個の新たな免許証」を作り出したと評価される場合、単なる「変ぞう」ではなく**公文書偽造罪**が成立します（最高裁昭和 35 年 1 月 12 日決定）。

本質部分の変更が，偽造。そうでない部分が変造。身分証明ということは，照合に使用。

写真が違うと照合を間違える。ということは，本質的な部分となる。

肢３

文書に表示された観念の主体ということで甲とみれば，作者者と名義が一致しているとなります。しかし，法益保護が不十分になる。

そこで，名義人は文書の表示されている観念の主体でしょうが，周辺的な状況も踏まえて解釈することとなります。理事会議事録に名を示すというは，作成権限があって作っていると社会が信頼します。状況も含めて名義人が表章されていると見ます。その結果，作成者と名義人が一致しないとなります。

肢４

作成者は，甲。

名義人は，誰か。甲かＸか，写真には甲が貼ってあるので，法的責任を負うのは甲である。甲が名義人ではないか。

不都合，文書の信用が守れない。

名義人は，文書の性質で判断，履歴書は事実を証明するもの。

本名でしか作れない。氏名欄に書いてあるものが名義人。したがって，名義人がＸとなり，作成者甲と不一致。偽造。

肢５

名義人Ｘですね。

作成者は誰か。という問題ですね。自己の氏名としてＸの名をつかっており社会に定着しているので，作成者はＸではないかという問いですかね。

ただ，文書信頼の問題がある。法益保護を図るべく処罰すべき。

そこで，作成者はＸで許されるのか。公務所に出す資料。愛称ではなく，文書の性質上，本名でしか作成できない。したがって甲が作成者，偽造。

令８－１０

身分犯に関するアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの個数を１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.17］）

ア．刑法第６５条にいう身分は，男女の性別，内外国人の別，親族の関係，公務員の資格のような関係に限られ，一定の犯罪行為に関する犯人の人的関係である特殊の地位又は状態までは含まないことから，偽証罪における「法律により宣誓した証人」は，同条の身分に該当しない。

イ．刑法第６５条第１項は，共同正犯にのみ適用され，狭義の共犯には適用されないことから，非公務員が公務員に収賄を教唆した場合は，同条項は適用されない。

ウ．医師でない者が，妊婦を教唆して堕胎の決意をさせる一方で，医師を教唆して当該妊婦を堕胎させた場合，医師でない者には，業務上堕胎罪の刑が科される。

エ．非占有者が，業務上の占有者と共謀して横領した場合，非占有者には，刑法第６５条第１項が適用され，業務上横領罪の共同正犯が成立するが，同条第２項により単純横領罪の刑が科される。

オ．中止犯の成立は，刑法第６５条第１項の身分に該当するため，共犯者の一人に中止犯が成立する場合，中止行為を行っていない他の共犯者にも中止未遂の効果が及ぶ。

１．０個　　２．１個　　３．２個　　４．３個　　５．４個

（参照条文）刑法

第２１３条　女子の嘱託を受け，又はその承諾を得て堕胎させた者は，２年以下の拘禁刑に処する。よって女子を死傷させた者は，３月以上５年以下の拘禁刑に処する。

第２１４条　医師，助産師，薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け，又はその承諾を得て堕胎させたときは，３月以上５年以下の拘禁刑に処する。よって女子を死傷させたときは，６月以上７年以下の拘禁刑に処する。

正解　２

肢ア

同条の身分に該当する。身分犯に該当しないとすると，共犯者を身分犯で処罰できないという問題が発生。法益保護不十分。一時的なものでも，一般と区別し得る身分。

身分に該当する。

肢イ

非身分者が身分者を利用するのは，自己に利益があることを考えるのが一般的だからこういう議論がある。しかし，逆手にとって，関係性を薄くして身分者を，陥れようとするものが出てきた場合に，対応できなくなる。共犯は，第６章の共犯。共同正犯以外も含む

肢ウ

業務上の場合，業務の地位で刑が重くなる。不真正身分。

65 条 2 項により，不真正身分犯が成立。

肢エ

二重の身分犯，６５条１項，真正，不真正身分の成立，真正の科刑。６５条２項不真正身分の科刑です。

肢オ

中止未遂の効果は及ばない。主観的要素も入る。独立して考える。「自己の意思により」